

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

# わたしたちの

平成30年度制度改正版  
(2018～2020年度)

# 介護保険

わかりやすい利用の手引き



も < じ

- 2 しくみと加入者
- 4 介護保険料の決まり方・納め方
- 6 サービス利用の手順
- 8 介護サービス・介護予防サービス
- 12 地域密着型サービス
- 13 福祉用具貸与・購入、住宅改修
- 14 費用の支払い

## 美咲町

- 本庁 保険年金課 ☎(0868) 66-1115
- 旭総合支所 住民福祉課 ☎(0867) 27-3111
- 柵原総合支所 住民福祉課 ☎(0868) 62-1111
- 美咲町地域包括支援センター(美咲町社会福祉協議会) ☎(0868) 66-1119

### マイナンバー制度について

各種申請や届け出には、原則として、マイナンバー（個人番号）の記入が必要です。窓口では本人確認のため、マイナンバーの確認と身元確認を行います。

#### ◆マイナンバーの確認には次のいずれかが必要

- ・個人番号カード
- ・通知カード
- ・個人番号が記載された住民票 等

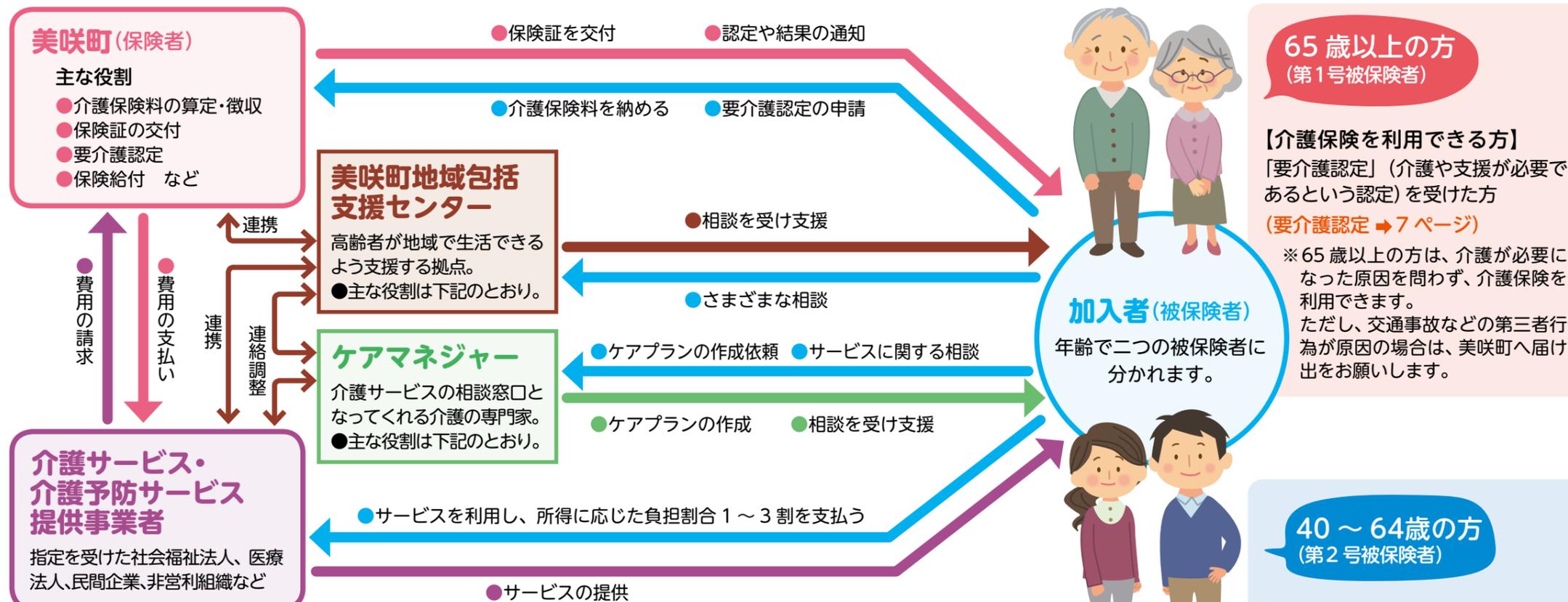
#### ◆身元確認には次のいずれかが必要

- ・個人番号カード
  - ・運転免許証
  - ・パスポート 等の写真つきの身分証明書
- 写真がない身分証明書の場合は2種類が必要。

※個人番号カードは、マイナンバーの確認と身元確認の両方ができます。

# 住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納め、必要になります。大切に保管しましょう。



## 「地域包括支援センター」とは？

介護予防ケアプランを作成するほか、市区町村・医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合相談窓口です。

## 【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

## どんなスタッフが

地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士を中心に構成されています。

ご相談は  
**地域包括支援センターへどうぞ**  
**美咲町地域包括支援センター**  
 ☎ (0868) 66-1119

## 「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

## 【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

## 介護保険の保険証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

- 65歳以上の方は**  
65歳になる月に交付されます。
- 40～64歳の方は**  
認定を受けた方に交付されます。

【保険証が必要なとき】

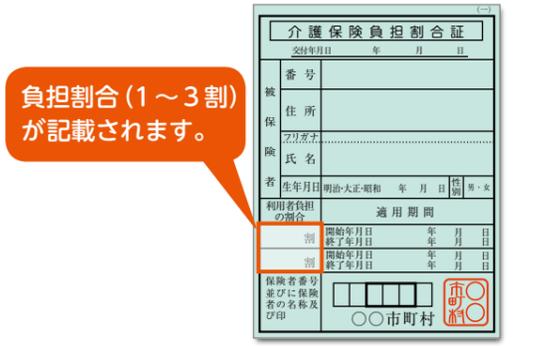
- ・要介護認定を申請(更新)するとき
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき など



## 負担割合証

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合(1～3割)を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。

- ※負担割合に関して、詳しくは8ページ。
- 【負担割合証が必要なとき】
- ・介護保険サービス等を利用するとき
- 【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)



介護保険の保険証、負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

しくみと加入者

介護保険料の決まり方・納め方

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

費用の支払い

# 社会全体で介護保険を支えています

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

## 65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、美咲町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

### 基準額の決まり方

町で必要な  
介護サービスの総費用

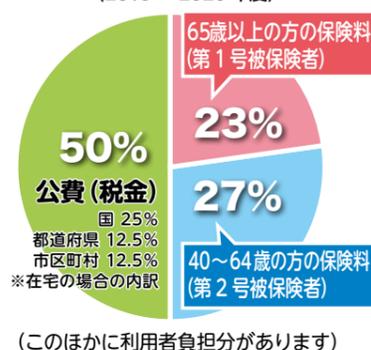


65歳以上の方  
の負担分 23%



町に住む  
65歳以上の方の人数

【介護保険の財源の内訳】  
(2018～2020年度)



(このほかに利用者負担分があります)

美咲町の2018～2020年度の保険料の基準額 7,000円(月額) / 84,000円(年額)

介護保険料は、所得段階が第5段階の「基準額」をもとに、所得状況に応じて、9段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 <sup>※1</sup> 受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	基準額 × 0.45 <sup>※3</sup>	37,800円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で 80万円以下の方	基準額 × 0.75	63,000円
第3段階	前年の課税年金収入額と 合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計が 120万円以下の方	基準額 × 0.75	63,000円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、 本人は町民税非課税で 80万円以下の方	基準額 × 0.90	75,600円
第5段階	前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円超の方	基準額 × 1.00	84,000円
第6段階	120万円未満の方	基準額 × 1.20	100,800円
第7段階	本人が町民税課税で 120万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.30	109,200円
第8段階	前年の合計所得金額が 200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50	126,000円
第9段階	300万円以上の方	基準額 × 1.70	142,800円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。2018年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額となります。

※3 低所得者の方への軽減策として第一段階の方の保険料が本来よりも軽減されています。

## 65歳以上の方の介護保険料の納め方

納め方は受給している年金<sup>※</sup>の額により普通徴収と特別徴収に分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。  
※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

### 普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方 → **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

●美咲町から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関・コンビニエンスストア等で納めます。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、  
**介護保険料の口座振替が便利です。**

#### 手続き

- 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
- 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。  
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。  
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。



口座振替が  
便利ね



### 特別徴収

年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から**【天引き】**になります

●保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に年6回に分けて天引きになります。

65歳以上の方の保険料は、6月以降に確定します。そのため、4月、6月、8月は、暫定的な額での徴収(仮徴収)となります。通常は、前年度の2月期と同額です。

●特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から保険料が天引きになります。

年金から天引きになる方には、美咲町から事前に「介護保険料特別徴収開始通知書」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。



本来、年金から天引きの「特別徴収」の方もこんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年金が一時差し止めになった など
- 年度途中で65歳になった
- 介護保険料が減額になった

## 40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

### 介護保険料を滞納すると?

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、本来1～3割である利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

#### 【1年間滞納した場合】

サービスを利用したとき、いったん利用料の**全額を自己負担**しなければなりません。(7～9割相当分は後で市区町村から払い戻されます。)

#### 【1年6カ月間滞納した場合】

市区町村から払い戻されるはずの給付費(7～9割相当分)の**一部または全部を一時的に差し止める**などの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、**差し止められた額から保険料が差し引かれる**場合もあります。

#### 【2年以上滞納した場合】

本来1～3割である自己負担割合が**3割(自己負担割合がもともと3割の方は4割)に引き上げ**られたり、**高額介護サービス費等の支給が受けられなくな**ったりします。

しくみと加入者

介護保険料の決まり方・納め方

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービスの

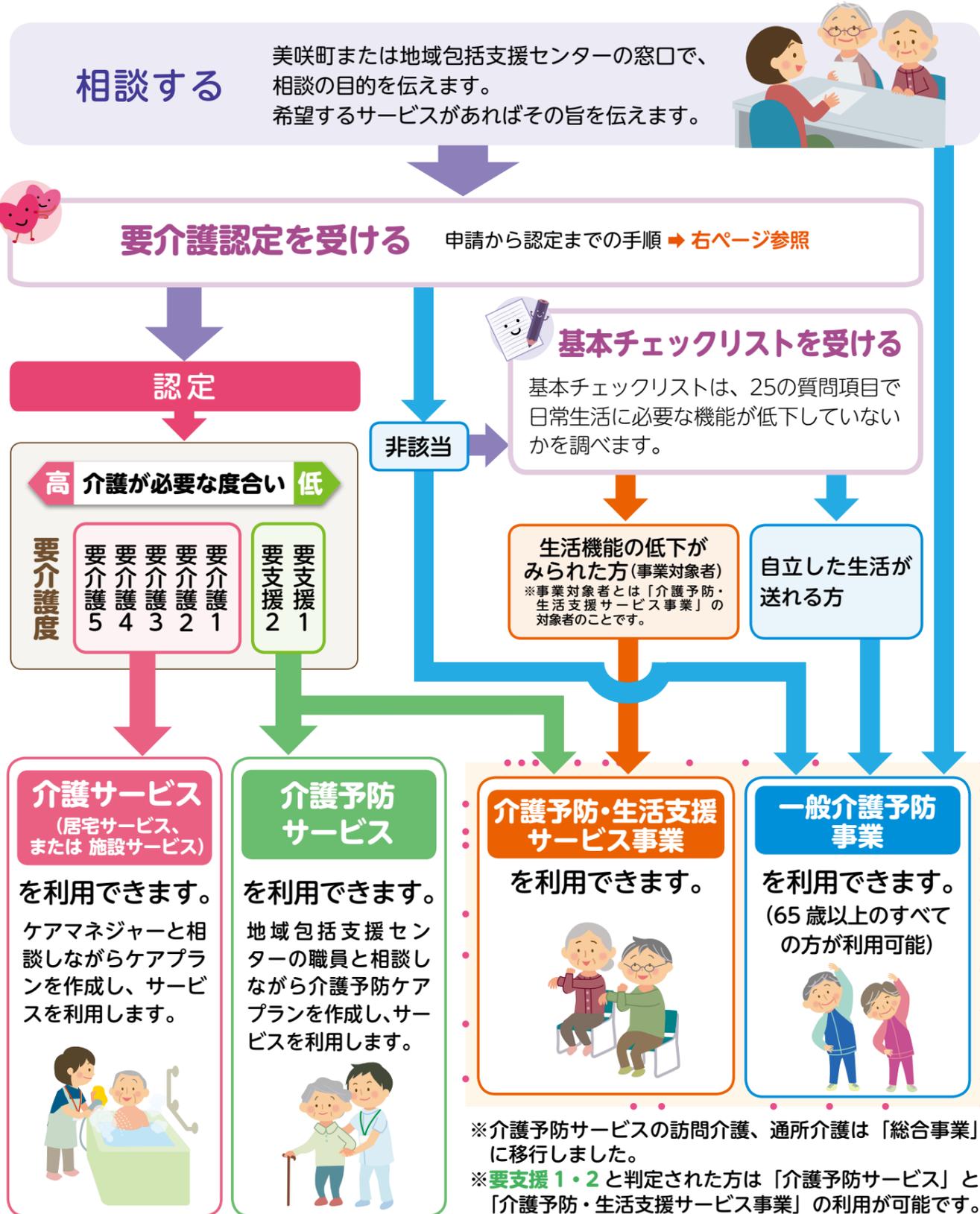
地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

費用の支払い

# 介護サービス利用の流れ

生活する上でなにか困ることが出てきたら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。



## 要介護認定の手順

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。  
※要介護認定は、介護予防・生活支援サービス事業対象者となったあとでも申請できます。



### 要介護認定の申請

申請の窓口は本庁保険年金課または各総合支所住民福祉課です。  
申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

### 申請に必要なもの

- 申請書**  
本庁保険年金課または各総合支所住民福祉課に置いてあります。
- 介護保険の保険証**  
40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

### 要介護認定 (調査～判定)

申請をすると、訪問調査(町の担当者などが自宅などを訪問して心身の状態を聞き取る)が行われます。  
その後、主治医の意見書なども参考に公平な審査・判定が行われます。



### 認定

介護や支援が必要な度合いによって「要介護度」(要介護1～5、または要支援1・2)が決まります。  
要介護度によって利用できるサービスなどが異なります。

### 非該当

介護や支援が必要ないと判定された場合には、非該当となります。

## 介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業** と **一般介護予防事業** の二つからなります。  
地域のニーズや実情に応じた多様なサービスが提供されることが期待されています。

### 介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者** ①要支援1・2の方  
②基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方(事業対象者)
- サービス内容** ●訪問型サービス ●通所型サービス ●生活支援サービス



### 一般介護予防事業

- 対象者** 65歳以上のすべての方
- サービス内容** 介護予防に関する健康教室、各地区サロンや高齢者学級など



しくみと加入者

介護保険料の  
決まり方・納め方

サービス利用の  
手順

介護サービス・  
介護予防サービス

地域密着型  
サービス

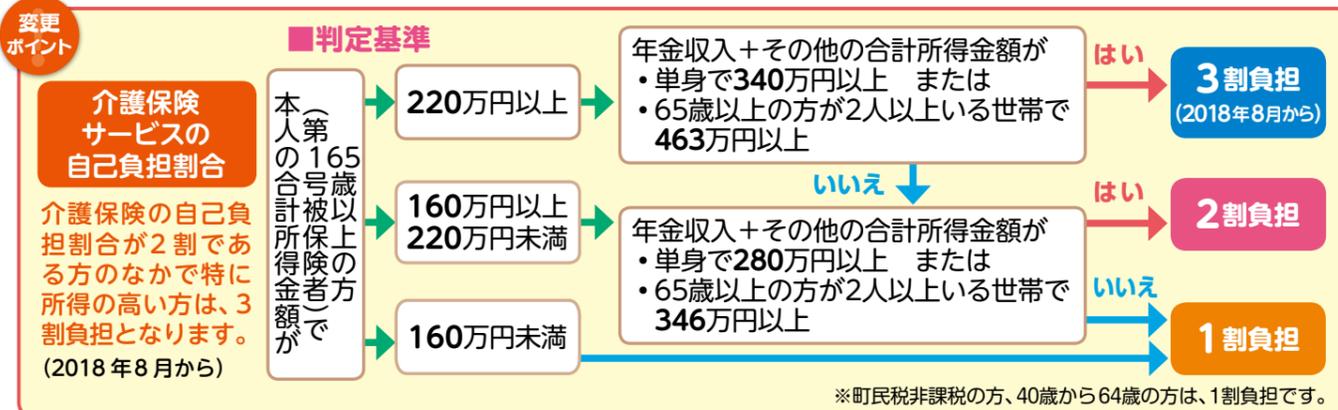
福祉用具貸与・購入、  
住宅改修

費用の支払い

# 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に受けるサービスは「居宅サービス」と呼ばれます。「居宅サービス」には「訪問してもらうサービス」や「施設に通うサービス」など、さまざまな種類があります。

- 介護保険サービスを利用したときの自己負担は1割、2割、3割のいずれかです。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやすとして**掲載しています。
- 実際にかかる費用は、利用する事業者の所在地や体制、サービスの内容等によって異なります。



## マークについて

要介護1~5

要介護1~5の方が介護保険を使って利用できるサービス

要支援1・2

要支援1・2の方が介護保険を使って利用できるサービス



## 介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

ケアプランを作成する

要介護1~5 きよたくかいごしえん **居宅介護支援**

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

要支援1・2 かいごよぼうしえん **介護予防支援**

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は**無料**です。(全額を介護保険で負担します)



## 日常生活の手助けをしてもらう

自宅を訪問してもらう

要介護1~5 ほうもんかいご **訪問介護【ホームヘルプサービス】**

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

- 〈身体介護〉
- 食事、入浴、排せつのお世話
  - 衣類やシーツの交換 など

- 〈生活援助〉
- 住居の掃除、洗濯、買い物
  - 食事の準備、調理 など

自己負担(1割)のめやす

身体介護中心	20分~30分未満	248円
生活援助中心	20分~45分未満	181円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



### ご注意ください!

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、**サービスの対象外**です。



## 自宅で入浴する

要介護1~5 要支援1・2 ほうもんにゆうよくかいご かいごよぼうほうもんにゆうよくかいご **訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)**

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす[1回あたり]

要介護1~5	1,250円	要支援1・2	845円
--------	--------	--------	------



自宅を訪問してもらう

## 看護師などに訪問してもらう

要介護1~5 要支援1・2 ほうもんかんご かいごよぼうほうもんかんご **訪問看護(介護予防訪問看護)**

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



自己負担(1割)のめやす[30分~1時間未満の場合]

要介護度	病院・診療所から	訪問看護ステーションから
要支援1・2	548円	787円
要介護1~5	569円	816円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

## 自宅でリハビリをする

要介護1~5 要支援1・2 ほうもん かいごよぼうほうもん **訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)**

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のめやす

1回	290円
----	------



## お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護1~5 要支援1・2 きよたくりょうようかんりしどう かいごよぼうきよたくりょうようかんりしどう **居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)**

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす  
【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師・歯科医師の場合(月2回まで)	507円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	558円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	507円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	355円

しくみと加入者

介護保険料の  
決まり方・納め方

サービス利用の  
手順

介護サービス・  
介護予防サービス

地域密着型  
サービス

福祉用具貸与・購入、  
住宅改修

費用の支払い



施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

施設に通って受ける

要介護 1~5 通所介護【デイサービス】

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす  
【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	645円
要介護 5	1,124円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。  
・個別機能訓練 46円/1日  
・栄養改善 150円/1回  
・口腔機能向上 150円/1回 など



施設に通ってリハビリをする

要介護 1~5 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす  
【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	712円
要介護 5	1,310円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。  
・栄養改善 150円/1回  
・口腔機能向上 150円/1回 など

要支援 1~2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	1,712円
要支援 2	3,615円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。  
・運動器機能向上 225円/月  
・栄養改善 150円/月  
・口腔機能向上 150円/月 など



自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

短期間施設に泊まる

要介護 1~5 要支援 1~2 短期入所生活介護【ショートステイ】(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	584円	584円	682円	要支援 1	437円	437円	512円
要介護 5	856円	856円	956円	要支援 2	543円	543円	636円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護 1~5 要支援 1~2 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	753円	826円	832円	要支援 1	578円	611円	621円
要介護 5	962円	1,039円	1,043円	要支援 2	719円	765円	778円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。  
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

※自己負担は1~3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。



有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

住んで利用する

要介護 1~5 要支援 1~2 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)】

要支援 1	180円
要支援 2	309円

要介護 1	534円
要介護 5	800円

介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。 ※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。



生活介護が中心の施設

要介護 3~5 介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	約2万 850円	約2万 850円	約2万3,280円
要介護 5	約2万4,870円	約2万4,870円	約2万7,300円

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護 1~5 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約2万 940円	約2万3,130円	約2万3,310円
要介護 5	約2万7,210円	約2万9,520円	約2万9,640円

病院での療養が中心の施設

要介護 1~5 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約1万9,230円	約2万2,350円	約2万3,010円
要介護 5	約3万4,410円	約3万7,530円	約3万8,190円

長期療養の機能を備えた施設

要介護 1~5 介護医療院

医療と介護が一体的に受けられます。主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約2万 820円	約2万4,090円	約2万4,600円
要介護 5	約3万6,690円	約3万9,960円	約4万 470円

変更ポイント 新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されました。(2018年4月から)

※2024年3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先と位置付けられています。

しくみと加入者

介護保険料の決まり方・納め方

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービスの

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

費用の支払い

# 住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域で生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。基本的には、利用者は美咲町内の住民に限られます。

※サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります。自己負担は1～3割です。

## 認知症の方向けのサービス

要介護 1～5 要支援 1・2  
 にん ち しょうたいおうがたつうしょかい ご  
**認知症対応型通所介護**  
 (介護予防認知症対応型通所介護)



認知症と診断された高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

要介護 1～5 要支援 2  
 にん ち しょうたいおうがたきょうどうせいかつかい ご  
**認知症対応型共同生活介護【グループホーム】**  
 (介護予防認知症対応型共同生活介護)



認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※要支援1の方は利用できません。

## 通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

要介護 1～5 要支援 1・2  
 しょう き ぼ た き のうがたきよたくかい ご  
**小規模多機能型居宅介護**  
 (介護予防小規模多機能型居宅介護)



小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスを受けられます。

## 地域の小規模な施設で受ける介護サービス

要介護 3～5  
 ち いきみつちやくがた  
**地域密着型**  
 かい ご ろうじんふく し し せつにゆうしょしゃせいかつかい ご  
**介護老人福祉施設入所者生活介護**



定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。(平成27年4月から)

## 小規模な通所介護サービス

要介護 1～5  
 ち いきみつちやくがたつうしょかい ご  
**地域密着型通所介護**

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

※要支援の方は利用できません。

# 生活環境を整えるサービス

福祉用具を借りることや購入することも費用の1～3割を支払うことでできます。福祉用具を使うことで自立した生活ができる上、介護する側の負担も軽くなります。福祉用具を選ぶときや住宅を改修するときは、ケアマネジャーによく相談しましょう。

## 福祉用具を借りる

ふく しょう ぐ たい よ かい ご よぼうふく しょう ぐ たい よ  
**福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)**



次の13種類が貸し出しの対象となります。原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。

- |          |           |               |
|----------|-----------|---------------|
| ① 手すり    | ⑥ 車いす付属品  | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ② スロープ   | ⑦ 特殊寝台    | ⑫ 移動用リフト      |
| ③ 歩行器    | ⑧ 特殊寝台付属品 | ⑬ 自動排せつ処理装置   |
| ④ 歩行補助つえ | ⑨ 床ずれ防止用具 |               |
| ⑤ 車いす    | ⑩ 体位変換器   |               |

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります)

## 貸与価格を適正にするための制度変更

- 商品ごとに貸与価格の全国平均を公表します。その平均価格をもとに貸与価格の上限額を設定します。(2018年10月から) ※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には下記①、②が義務付けられました。
  - 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。(2018年4月から)
  - 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。(2018年10月から)

## トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

申請が必要です

要介護 1～5 要支援 1・2  
 とくていふく しょう ぐ こうにゆう とくていかい ご よぼうふく しょう ぐ こうにゆう  
**特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)**

購入費支給の対象は、次の5種類です。

- 腰掛便座
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

●指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

## 安全な生活が送れるよう住宅を改修する

事前の申請が必要です

要介護 1～5 要支援 1・2  
 きよたくかい ご じゅうたくかいしゅう かい ご よぼうじゅうたくかいしゅう  
**居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)**

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。(自己負担1～3割)

◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 扉の取り替え、扉の撤去
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 和式から洋式への便器の取り替え

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか美咲町の窓口にご相談しましょう。また、見積りは複数の業者からとりましょう。

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が20万円かかった場合、2～6万円が自己負担です。



しくみと加入者

介護保険料の  
決まり方・納め方

サービス利用の  
手順

介護サービス・  
介護予防サービス

地域密着型  
サービス

福祉用具貸与・購入  
住宅改修

費用の支払い

